

29 循第 341 号
平成 29 年 9 月 25 日

一般社団法人えひめ産業廃棄物協会
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課長
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部改正に伴う
産業廃棄物処理業許可証の書換え措置について

本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）等の施行に伴い、平成 29 年 10 月 1 日より、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する規制が新たに追加されることを踏まえ、次回許可更新までの間に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる産業廃棄物を取り扱う旨を申し出た処理業者については、対象品目を追加して許可証を書き換える措置を講じることとしましたので、お知らせします。

なお、具体的な申出方法等については、県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/h15700/suiginhaikibutu.html>）に掲載しておりますので、会員等への周知に御協力願います。

【担当】

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
産業廃棄物係 影浦
TEL：089-912-2358
FAX：089-912-2354